

プロに聞く税務のポイント



ずに診察を受けている状態だという。

寺西氏の専門分野は相続税。自分自身が学生時代から立て続けに3回も相続問題にぶつかった。経験からとくに「使命」としているのが「土地再評価に伴う相続税還付申請」だ。自分に

いた人はたくさんいるだろう。自分の相続にまつわる様々な問題を解き明かそうと努力し、その結果、税理士になった。

相相続税還付申請を手がけるようになったのは7、8年前、32、33歳の頃から。「国税局に対して怖さもあつた。最初は困っている人

したのではない。本来払うべき税額に正しただけ」現在、寺西氏の取り扱う還付請求件数は年平均15件、還付成功率は9割、還付実績は一件あたり平均2000万円。

実は、税務当局は土地の評価についてみずからが作った法律や通達などがんじがらめになっている。

税務署は、返すべき税金を返して評価される人事考課になっていないのも問題だという。

多くの人を救いたいという思いと、業務品質に対する自信、自己へのプレッシャーの意味からか「完全成功報酬」制度にしている。最近扱った案件では、7000万円の税額が、再評価で1700万円になった。

# 相続税の土地評価見落としがちな減価要因

税理士は万能ではない。得手、不得手がある。履修項目に不動産関連法はほとんどない。相続税の土地評価額が税理士によって差が出るのは、法令上の制限や地形、立地条件などによる「減価要因」の存在があるからだ。キチンと見抜ける目を持っていけば、路線価より下がる場合が多い。土地取引に精通していないと減価要因の存在を見落とすてしまう——こう語るの

相相続問題が降りかかったとき、寺西氏は、税理士に相続申告を依頼した。しかし、単に税金の計算をしてくれただけで、不動産や納税方法についてのアドバイスや説明はなかった。

「自分の場合、減価要因の存在に気づいたときはすでに「時効」だった。怒りが込み上げた。ほかに泣

だけの相談に乗った」申告から5年以内なら、一度申告していても、土地評価の見直しとそれに基づく相相続税還付の請求は可能だ。過去22ヶ月以内に相続を受けているなら「更正の請求」、22ヶ月を超えてい

地調査を行う。そして、減価要因の概要書と重要事項説明書などをつくる。透明性を確保し、税務当局に納得してもらうためだ。

「相手のメンツは潰してはダメ。弁護士事務所での経験から「寸止め」の距離感、間合いもポイントだと思つ。税務署員とは「税」を媒介にして反対に立っているだけ。話をすれば、あなたの言う通り、と言つて

「更正の嘆願」を行う。評価額が下がり相続税が還付されることは、「得を

そのためには、まず、行政関連法規を良く知っていることが肝心だ。自分の事務所の所員に憲法、行政訴訟法、判例を教える。憲法と判例は常に持ち歩いてい

つながらる。そのことを当局にも理解してもらえば重いシリを上げてくれる。

「相手がメンツは潰してはダメ。弁護士事務所での経験から「寸止め」の距離感、間合いもポイントだと思つ。税務署員とは「税」を媒介にして反対に立っているだけ。話をすれば、あなたの言う通り、と言つて

会士、税理士が多い。相続税で土地の割合が多いう人は、都心の一等地の家門女子校から公立へ転校も検討していた。「この仕事をやっていて良かった」寺西氏が嬉しそうに笑った。

「自分の二の舞を踏ませ

た。クライアソントの娘さんの人生を狂わせずに済んだという。大学付属の私立名門女子校から公立へ転校も検討していた。「この仕事をやっていて良かった」寺西氏が嬉しそうに笑った。